

石巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成31年3月26日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象団体 石巻健康センター指定管理者  
フクシ・ビルワーク共同事業体  
代表団体 株式会社フクシ・エンタープライズ
- 2 監査対象施設 石巻健康センター（所管課：健康部健康推進課）
- 3 監査期間 平成31年1月11日から同年3月26日まで
- 4 監査対象範囲 平成29年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 平成29年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。  
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。